自転車の乗車用ヘルメット及び点検・整備等に関する 宮城県ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車安全利用条例(令和2年宮城県条例第50号。以下「条例」という。) 第6条、第7条、第10条及び第11条に定める乗車用ヘルメットの着用並びに定期的な点検及び 必要な整備の促進を図るため、自転車乗車用ヘルメットの販売又は自転車の点検・整備を取り扱 う事業者の情報を宮城県が管理する公式ホームページに掲載するために必要な事項を定めるも のとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 県ホームページ 宮城県が管理する公式ホームページ内の企画部地域交通政策課が管理 するページ
 - (2) 県民等 条例第2条第2号に定める県民等
 - (3) 担当課長 宮城県企画部地域交通政策課長

(掲載の目的)

第3条 条例第6条、第7条、第10条及び第11条の趣旨に則り、自転車乗車用へルメットの着用及び自転車の点検・整備を検討する県民等の利便性の向上を図り、もってその促進を図ることを目的とする。

(掲載の対象となる事業者)

- 第4条 県民に対して自転車乗車用ヘルメットの着用又は自転車の点検・整備について的確かつ適切に指導及び助言を行うため、県ホームページに掲載する事業者は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。
 - (1) 事業者又は従業員が自転車安全整備士の資格を有すること。
 - (2) 県民等に対して、自転車若しくは自転車乗車用ヘルメットの販売又は県民等の所有する 自転車の点検・整備を行っていること。

(掲載事項)

- 第5条 県ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 前条第2項の事業を実施している店舗の名称、所在地及び問い合わせ先(電話番号その 他の連絡先)
 - (2) 取り扱っている事業内容等(自転車又は自転車乗車用ヘルメットの販売、自転車の点検・整備及び資格の有無、TSマークの取扱)
 - (3) 事業内容を紹介しているホームページ等のURL(希望する場合)

(掲載の申請)

第6条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、別紙様式第1号に記入の上、次の各号に掲

げる書類を添えて担当課長に申請する。

- (1) 自転車安全整備士の証明書の写し
- (2) 自転車若しくは自転車乗車用ヘルメットの販売又は県民等の所有する自転車の点検・整備を行っていることが分かる書類(広告、店舗の地図及び写真等)
- (3) ホームページのトップページ (最初に表示されるページ) をヘッダー及びURLが表示 された状態で印刷したもの

(掲載の承認等)

- 第7条 担当課長は、前条の申請について、提出書類に不備がある場合又は県民等の利便性の向上 を図る場合など必要に応じて書類の修正又は追加提出を求めることができる。
- 2 担当課長は、前項の手続も含め、前条の申請書類が調いしだい、第4条及び次項の要件等を確認した上で承認の可否を決定する。
- 3 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。
 - (1) 法令その他公序良俗に反する場合
 - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
 - (3) 問い合わせ先又はリンク先の内容が、県民等の利便性の向上を図ることができないおそれがある場合
- 4 担当課長は、掲載を承認したときは、第5条に定める事項を県ホームページに掲載し、別紙様 式第2号により事業者に通知する。

(事業者の責務)

- 第8条 県ホームページへの掲載が認められた事業者(以下、「掲載事業者」という。)は、次の 各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 条例に規定する乗車用ヘルメットの着用並びに定期的な点検及び必要な整備について、 問い合わせ窓口となる従業員等に周知するとともに、県民等からの問い合わせに誠意をも って対応するよう指導すること。
 - (2) 県民等の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ及び問い合わせ窓口等において、分かりやすい説明及び表現に努めること。
 - (3) 事業者のホームページ及び印刷物等において、事業者の商品を宮城県が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(掲載事項の変更)

- 第9条 掲載事業者は、第5条の掲載事項の変更を希望する場合は、別紙様式第1号に、変更を確認するために必要な書類を添えて、担当課長に申請する。
- 2 担当課長は、前項の申請について、第7条に準じて承認等を行う。

(掲載の終了)

第 10 条 掲載事業者は、掲載の終了を希望する場合は、別紙様式第 1 号により担当課長に申請する。

2 担当課長は、前項の申請があったときは、県ホームページから掲載事業者の情報を削除するとともに、別紙様式第2号により掲載事業者に対して県ホームページへの掲載終了を通知する。

(電子ファイルによる申請及び通知)

第11条 第6条、第9条第1項及び前条第1項に基づく別紙様式第1号及び添付書類による申請並びに第7条第2項、第9条第2項及び前条第2項に基づく別紙様式第2号による通知については、PDF形式の電子ファイルを使用することができる。

(掲載の中止)

- 第 12 条 担当課長は、掲載事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県ホームページへの 掲載を中止することができる。
 - (1) 第4条に該当しないと認められるとき。
 - (2) リンク先の掲載内容が第7条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 第8条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき。
 - (4) その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(免責)

第 13 条 宮城県は、県ホームページに掲載した第 5 条の掲載事項及びリンク先のホームページの 内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、乗車用ヘルメットの着用並びに定期的な点検及び必要な 整備に関する県ホームページへの掲載について必要な事項は、担当課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

宮城県ホームページへの掲載等申請書 (乗車用ヘルメット, 点検・整備用)

年 月 日

宮城県企画部地域交通政策課長 殿

所在地 事業者名等 代表者職氏名

宮城県ホームページに自社の情報を掲載等(新規掲載・掲載事項変更・掲載終了)したいので、 自転車の乗車用ヘルメット及び点検・整備等に関する宮城県ホームページ掲載要綱に記載されてい る内容に同意の上、関係資料を添えて申請します。

記

①申 請 内 容		□新規掲載 □掲載事項変更 □掲載終了
②県ホームページ掲載事項	事業者名	正式名称
		通 称 名
	取扱店舗	名称:
		所在地:
		連絡先(電話番号等):
		ホームページのURL:
	取扱事業等	□自転車の販売
		□自転車乗車用ヘルメットの販売
		□自転車の点検・整備
		□自転車安全整備士の有無
		□TSマークの取扱
③掲載開始又は終了		□無 県の確認終了後,速やかな掲載(掲載終了)を希望
についての希望日時		□有(月 日 午前・午後 時をもって開始・終了)

(添付資料 (要綱第6条関係)) ※新規掲載、掲載事項変更の場合のみ。

- 1 自転車安全整備士の証明書の写し
- 2 自転車若しくは自転車乗車用ヘルメットの販売又は県民等の所有する自転車の点検・整備を行っていることが分かる書類(広告,店舗の地図及び写真等)
- 3 ホームページのトップページ(最初に表示されるページ)をヘッダー及びURLが表示された 状態で印刷したもの(店舗ホームページのURLの掲載を希望する場合のみ)

担当者		
電話番号		
メールアドレス		

 地
 交
 号
 外

 年
 月
 日

申請者殿

宮城県企画部地域交通政策課長 (公印省略)

自転車の乗車用ヘルメット及び点検・整備等に関する宮城県ホームページへの掲載等 について(通知)

年 月 日付で申請のありました (新規掲載・掲載事項変更・掲載終了) について、 (掲載開始・掲載変更・掲載終了) したので承知願います (下記の理由により承認しません)。

[記]